

見積参加者心得

(総則)

第1条 大空町が実施する見積合せに当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(見積合せ)

第2条 見積合せの参加者は、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出しなければなりません。

- 2 郵便による見積合せを認める場合において、前項の見積合せ書を郵送により見積合せしようとする者は、その封筒に「見積書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。
- 3 見積合せの参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(代理)

第3条 見積書を提出しようとする者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を支出負担行為担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して見積書を提出するものとします。

- 2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。
- 3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第4条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効とする見積書の提出)

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積合の提出は、無効とします。

- (1) 表面「見積書の提出について」に記載している要件に違反又は確認できない見積書の提出
- (2) 記載金額その他見積合せ要件が確認できない見積書の提出
- (3) 記載金額を加除訂正した見積書の提出
- (4) 記名押印がない見積書の提出
- (5) 見積書の提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出したときの見積書の提出
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- (7) 見積書提出者が同一事項について他の見積合せ者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- (9) 郵便による見積合せで所定の日時までには到着しなかったもの
- (10) 無権代理人がした見積書の提出
- (11) 見積合せに関し不正の行為があった者がした見積書の提出
- (12) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

(契約の相手方の決定)

第6条 有効な見積合せを行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で見積合せした者を、原則として、契約の相手方にします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で見積書を提出した者を、原則として、契約の相手方にします。

- 2 見積書の確認は、公告又は通知した場所において、見積書の提出終了後直ちに見積合せの参加者又はその代理人の面前で行ないます。ただし、見積合せの参加者又はその代理人が通知した場所に出席できないときは、当該契約事務に関係のない職員を確認に立ち合わせます。
- 3 落札者となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 4 見積合せの結果、決定に至らない場合は、直ちに出席者（初度の見積合せ参加者）で再度見積合せを行います。再度見積合せの執行回数は原則として、1回とします。また、再度見積合せによっても決定に至らなかった場合には、随意契約による場合があります。

(最低価格の見積合せ者を落札者とししない場合)

第7条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で見積合せした者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る見積合せ金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

- 2 前項の規定に該当する見積合せを行ったものは、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 前1項の規定に基づき、最低の価格で見積合せした者を落札者とし、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定された日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(見積合せの取りやめ等)

第9条 支出負担行為担当者が見積合せを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積合せの執行を延期し、又は取りやめることがあります。

- 2 予定価格を事前公表している場合、辞退等により見積合せ参加者が1者になったときは、見積合せを取りやめます。

(見積合せの辞退)

第10条 見積合せ参加者として指名された者は、見積合せ執行の完了に至るまでは、いつでも見積合せを辞退することができます。

- 2 見積合せ参加者として指名された者は、見積合せを辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
 - (1) 見積合せ執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
 - (2) 見積合せ執行中には、その旨を口頭により見積合せを執行する者に連絡すること。
- 3 前項により見積合せを辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。